



2025年2月20日

各位

会社名 トヨクモ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 裕次
(コード番号: 4058 東証グロース)
問合せ先 取締役経営管理本部長 石井 和彦
ir@toyokumo.co.jp

取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2025年2月20日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定を決議し、本制度に関する議案を2025年3月25日開催予定の第15回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の改定の目的及び条件

(1) 改定の目的

当社は、2023年3月27日開催の当社第13回定時株主総会（以下「第13回定時株主総会」といいます。）において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与し又は譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給することについてご承認いただいておりますが、今般、社外取締役に対しても、同様の目的で、譲渡制限付株式を付与し又は譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給することとし、社外取締役を含む取締役（以下「取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬制度として改定するものであります。

(2) 改定の条件

本制度は、取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の改定は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2020年3月27日開催の第10回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません）とご承認いただいておりますが、第13回定時株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、当社の社外取締役を除く取締役に対する本制度に係る報酬枠として、年額100百万円以内（これにより発行又は処分する株式数は年間10万株以内）を設定することにつき、株主の皆様にご承認をいただいております。

改定後の本制度に基づき付与する譲渡制限付株式の内容（上限金額及び上限株式数を含みます。）は、第13回定時株主総会においてご承認いただいたものと変更はなく、当社の社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬枠は改定後の本制度に係る報酬枠に統合することといたします。

2. 改定後の本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法、又は②取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法のいずれかの方法により行うものいたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間10万株以内（うち社外取締役は年間1万株以内）とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額100百万円以内（うち社外取締役は年額10百万円以内）といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものいたします）。なお、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

また、上記②の方法により当社の普通株式を発行又は処分する場合、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他譲渡制限付株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、譲渡制限付株式を当然に無償で取得すること

以上